

# 介護保険料が決定

## 65歳以上の方に通知書を送付

6/12(火)送 発

平成30年度の年間保険料額が、6月に確定する住民税の合計所得金額等に基づいて決定します。6月12日(火)に「介護保険料額決定通知書」を、65歳以上の方全員に送付します。

詳細は、同封する「介護保険料の納付方法は2通り」をご覧ください。

### 介護保険料の納付方法は2通り

介護保険法の定めにより、納め方は2つに分かれます。

「特別徴収」年金差し引きで納める方法です。老齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方が対象です。「普通徴収」65歳になつたばかり

払う方法もあります。未納が多額になる前に、お早めにご相談ください。なお、徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問します(身分証明書を携帯)。外出が困難な方には、ご自宅まで徴収いたしますのでご連絡ください。また、コールセンターからも納付案内を行っています。

# 介護保険負担限度額認定証

## 申請、更新をお忘れなく

特別養護老人ホーム等利用時の居住費(滞在費)と食費について、所得の低い世帯の方の負担を軽減する制度があります。

○本人、本人が属する世帯の世帯員および配偶者(別世帯、事実婚含む)の平成30年度住民税が非課税である

○預貯金などの資産が一定額(単身で1千万円、夫婦で2千万円)以下である

○認定証発行には申請が必要

○申請書および同意書(現在負担限度額認定証をお持ちの方には、6月中旬に発送予定。初めて申請される方は介護保険課窓口(3階2番)、区ホームページから入手可)

○所有する通帳のコピー(氏名・支店名・口座番号のページ、定期預金は現在の取引がわかるページ(取引がない場合は最初のページ))

○有価証券、投資信託等の資産の金額がわかる資料

○非課税証明書※平成30年中に江東区に転入された方など

判定結果は後日通知

判定の結果、該当者には、「介護保険負担限度額認定証」を送付します(介護認定結果が出ていない場合には、認定後に送付します)。施設を利用する際、認定証を提示することで、右表のとおり利用料が軽減されます。有効期限は8月1日(水)より平成31年7月31日(水)です。

利用者負担段階と負担限度額(日額)

利用者負担段階	対象者(※1)	居住費(滞在費)			食費
		多床室	従来型個室(※2)	ユニット型個室	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0円	490円 (320円)	490円	300円
第2段階	課税、非課税年金収入額と本人の合計所得が80万円以下の方	370円	490円 (420円)	490円	390円
第3段階	課税、非課税年金収入額と本人の合計所得が80万円を超える方	370円	1,310円 (820円)	1,310円	650円

※1 本文の 〇 の2点を満たすことが必要 ※2 ( )は特別養護老人ホーム

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方へ

## ジェネリック医薬品差額通知を送付

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかがわかるお知らせを送ります。ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べ安価ですが、有効性や品質、安全性は同等です。医療の質を落とさずに医療費を抑えることにつながりますので、ジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。

○対象となる方 国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、生活習慣病等の医薬品が処方されている方で薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方

※すべての被保険者の皆さんにお送りするものではありません。

○送付時期 国保・毎月下旬※同じ対象者に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。

後期高齢者医療：6月下旬

〒3647-9498 ☎(3647)9498

〒3647-9466 ☎(3647)9466

故意に預貯金等を申告しない場合には、それまでに受けていた負担軽減額に加えて、最大2倍の加算金(負担軽減額とあわせ最大3倍の金額)の返還を求めることがあります。

○必要書類を〒135-8383区役所介護保険課給付係へ郵送または持参

○虚偽申告には加算金が発生

通知サポートデスク(平日午前9時〜午後5時) ☎0120(433)400

通知サポートデスク(平日午前9時〜午後5時) ☎0120(336)060

〒3222-4507 ☎(3222)4507

〒336-0600 ☎(336)0600

〒3647-9498 ☎(3647)9498

〒3647-9466 ☎(3647)9466

〒3647-9498 ☎(3647)9498

〒3647-9466 ☎(3647)9466

〒3647-9498 ☎(3647)9498

〒3647-9466 ☎(3647)9466

〒3647-9498 ☎(3647)9498

〒3647-9466 ☎(3647)9466

〒3647-9498 ☎(3647)9498

〒3647-9466 ☎(3647)9466

〒3647-9498 ☎(3647)9498

〒3647-9466 ☎(3647)9466

# 未来を担う子どもを育むまちへ

区政最前線

区長室から



区長 山崎孝明

5月20日の日曜日、猿江恩賜公園をメイン会場に、毎年恒例の江東こどもまつりを開催いたしました。「遊びはこどもの未来をつくる」をテーマに、こどもたちに最高の笑顔届けたい、そんな思いで始まったこのイベントは今年で30回目を迎えました。当日は天気にも恵まれ、過去最高の約13万人の来場者数となりました。ご尽力いただきました実行委員会の皆様を始め、関係者の皆様方には心から感謝申し上げます。

記念となる今年には、新たに、東京2020オリンピック競技大会で本区が会場となるスケートボードや自転車競技(BMX)のプロ選手による見本演技の他、小さなこども向けのランバイク体験のコーナーを設置しました。また、毎年こどもたちに大人気の「岩手の雪で遊ぶ」コーナーは、岩手県の北上市と西和賀町から運んだ16トンの雪で作った滑り台を設置し、そりに乗ったり雪遊びをしたりと、笑顔と歓声でいっぱい会場となりました。

一方、こどもの尊い命が奪われる悲惨な事件や事故のニュースが後を絶ちません。残忍で凶悪な事件は許し難く、被害に遭われたこどもさんやご家族のことを思うととても心が痛みます。私は、こども達の命を守ることを最優先に、行政と地域住民、ボランティア団体、地元警察等が一体となって安全対策に取り組んでまいります。

こども達が毎日楽しく遊び、遊んで、のびのびと育つ社会を築くことは我々大人の責任です。本区は今後も、地域全体で子育てを支え、安全を確保して安心して未来を担うこどもたちを育てられる環境づくりを推進してまいります。

心身障害者医療費助成制度

住民税課税者は負担上限額変更

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方へ

ジェネリック医薬品差額通知を送付

負担上限額変更内容

一部負担金

負担上限額※1

外来 1割 14,000円/月

入院 1割 57,600円/月(多数回)※3

※1 同一の医療機関で1か月の負担額が上記の額に達したときは、その医療機関でのその月の窓口負担はありません。

※2 外来の年間上限が新たに設定されます。

※3 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が44,400円に下がります。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮締切日 申申込 問問合先 印ホームページ Eメール